

碧南市地域防災計画の主な修正事項（案）

1 趣旨

地域防災計画は、災害予防、災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画である。これらに掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないとされている。

2 修正の方針

(1) 愛知県の地域防災計画の修正の反映

ア 愛知県の取り組みに係る修正

イ 国の防災基本計画の修正やその他の法令の改正等による修正

(2) 碧南市各部局における活動の反映、その他表記の整理

3 主な修正点

(1) 地震・津波編（案）

ア 津波災害警戒区域指定に基づく、修正（県）

・津波災害警戒区域指定自治体を追加 本編 P. 84

・津波災害警戒区域指定に係る事項について追加 本編 P. 86

イ 「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に伴う、修正（国）

・児童生徒等に対する防災教育をとおして避難行動の理解促進を図ることを追加 本編 P. 97

ウ 医療救護所体制について、修正（市） 本編 P. 149、150

・医療救護所設置場所の変更

・災害発生時の参集の取り決めに記載

エ 災害時の遺体安置所について、修正（市） 本編 P. 189

・遺体安置所設置場所の変更

(2) 風水害編（案）

ア 「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に伴う、修正（国）

・避難勧告等において警戒レベルを用いた情報発信をすることの追加
本編 P. 5

- ・住民等に対して平時から継続して避難行動の周知を図ることを追加
本編 P. 6 5
- ・風水害における避難勧告等の発令に対する基本的な考えを追加
本編 P. 1 0 5
- イ 医療救護所体制について、修正（市）
本編 P. 1 3 7
 - ・医療救護所設置場所の変更
 - ・災害発生時の参集の取り決めに記載
- ウ 災害時の遺体安置所について、修正（市）
本編 P. 1 7 7
 - ・遺体安置所設置場所の変更

(3) 資料編（案）（市）

- ア 資料 1－2 （1）洪水浸水想定区域内要配慮者施設 加除修正
（2）津波浸水想定区域内要配慮者施設 追加
- イ 資料 4－1 防災行政無線及びデジタルトランシーバー 用途変更
- ウ 資料 7－4 救援物資集積所 追加
- エ 資料 8－1 一時退避場所及び火災時退避場所 追加
特別養護老人ホームシルバーピアみどり苑 一時退避場所へ追加
霞浦公園 整備中の一時退避場所・火災時退避場所へ追加
- オ 資料 9－1 市内の医療機関 表の整理
- カ 資料 1 2 覚書の削除、協定の追加
資料編に掲載するのは協定書のみとするため、覚書は削除する
（追加分）
資料 1 2－5 5 災害時等における棺等葬祭用品の供給に関する協定書
資料 1 2－5 6 災害時等における無人航空機による情報収集活動等に関する協定
資料 1 2－5 7 災害時における相互連携に関する協定書
- キ 資料 1 4－2 碧南市職員非常配備体制表（抜粋） 修正

※（国）国の改正によるもの、（県）県の改正によるもの、（市）市の改正によるもの